

第4回市立幼稚園の今後のあり方懇談会 議事録

日 時：令和7年12月15日（月） 午前9時55分～午後0時40分

場 所：名古屋市公館4階 大会議室

出席者：

【構成員】相澤 京子、伊藤 知穂美、上田 敏丈、河村 暁、笹口 真、鈴木 真知子
高木 良昌、津金 美智子、恒川 和久、藤岡 省吾、水野 めぐみ

【事務局】教育委員会事務局総務部長始め22名

【傍聴者】非公開のためなし

事務局

それでは、定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまから「第4回市立幼稚園の今後のあり方懇談会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本懇談会の事務局を担当しております教育環境整備課長の鈴木でございます。会の開始に先立ちまして、連絡事項をお伝えいたします。

本日の懇談会の終了は12時半頃を予定しております。長時間となりますが、休憩は特に入れませんので、会議中でも適宜水分をお取りください。ご気分が悪くなられた場合など、必要に応じて部屋から出て休憩をとっていただければと思います。

はじめに、2点ご案内申し上げます。

1点目は、会議の非公開についてでございます。前回の懇談会でご説明させていただき、皆様のご了解をいただいたところでございますが、本日の懇談会では、市立幼稚園の再編に関することを扱ってまいりますので、会議を公開することによって、率直な意見交換が損なわれたり、未確定段階の情報が確定したものと誤解され、市民に混乱を生じさせる恐れがあることから、名古屋市情報公開条例の規定により、非公開とさせていただきますと存じます。

配布資料として皆様の机上に「市立幼稚園の今後のあり方懇談会運営要綱」をお配りしております。運営要綱第3条「秘密を守る義務」とありますように、本配布します資料や会議の内容につきましても、先ほどご説明した理由により、懇談会を非公開としておりますことから、取扱いには十分ご注意くださいよう、よろしくお願い申し上げます。

2点目は、録音のご了承についてでございます。この懇談会では、議事録作成の関係上、正確を期するため録音をさせていただきますことを、ご了承くださいますようお願いいたします。録音音源につきましては、議事録作成後、速やかに消去いたします。

それでは、懇談会開催に当たり、総務部長の木村よりご挨拶をさせていただきます。

総務部長

皆さま、おはようございます。教育委員会総務部長の木村でございます。

師走の慌ただしい時期ではございますが、本日はお忙しい中、第4回市立幼稚園のあり方懇談会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は、第2期実施計画の素案としまして、大きく2点ご説明しご議論いただきました。

1点目は、仮称ですが「名古屋市幼児教育・保育指針」の策定や幼児教育コーディネーターの新設についてです。

また、2点目は、今後の市立幼稚園は、市立幼稚園と幼保連携型認定こども園に再編することについてです。

本日の懇談会は、第2期実施計画の構成案をご提示させていただきます。また、前

	回の議論に引き続き、存続する市立幼稚園と新設する認定こども園のそれぞれの園数について「幼児教育・保育支援センター」や「幼児教育コーディネーター」の機能等についてご提案させていただき、皆様のご意見をお伺いしたいと存じます。 次期実施計画策定に向けて非常に重要な議論となりますので、本日も、活発なご議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 それでは、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
座長	皆さんおはようございます。 今日はこんな立派な会場で、やや緊張するところですが、ぜひ忌憚ないご意見をよろしくお願いします。 まず、第3回懇談会の議事録について確認いたします。事前に事務局から確認依頼があったかと思いますが、本日皆様に議事録をお配りしています。この配布をもって、議事録を承認していただいたこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (出席者 了承) ありがとうございます。 また、前回ご欠席の委員からご意見を頂戴し、本日皆様に配りしていますので、お時間あるときにまたご確認ください。 それでは、お手元に配られております次第に沿って、本日の会議を進めてまいります。 それでは、次第2「公立保育所の今後のあり方懇談会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	皆様おはようございます。子ども青少年局保育運営課の守屋と申します。 資料に沿って説明させていただきます。着座にて失礼いたします。 A3の右肩に資料1と書いてございます、「公立保育所のあり方に関する基本方針(概要版)」をご覧くださいと思います。 公立保育所のあり方懇談会は、令和6年度から審議を開始しておりまして、こちらは、第3回の市立幼稚園の懇談会の議論を踏まえて作成したものでございます。11月21日の第6回公立保育所のあり方懇談会で示した資料でございます。 資料左半分の現状や課題、また今後の方向性や7つの役割につきましましては、第2回の幼稚園の懇談会でも報告した部分でございますので、省略させていただきます。 この度公立保育所の基本方針では、5つの具体的な取り組みを掲げてございます。 資料右上の取組1から取組5ですが、詳細を裏面に記載しておりますので、裏面をご覧くださいと思います。 取り組みの1つ目、基幹園の配置でございます。 これまで公立保育所は、民間でできることは民間でという本市の基本的な考え方のもと、124か園あったものを、民間移管や統廃合により、78か園まで集約する一方、エリア支援保育所として機能強化に努めてきたところでございます。 エリア支援保育所では、地域における教育・保育の質の向上、地域の子育て支援、この2つを主な役割として定めて、事業を進めて参りましたが、乳幼児人口の減少への対応、関係機関との連携強化を図るため、エリア支援の機能の集約化を図るべきとの意見を踏まえ、各区支所ごとに1園、合計22園が、基幹的な役割を担う施設とすることとしました。 この職員体制のイメージですが、現在、エリア支援保育所はサポート園と一般園という2つで構成されており、サポート園1つに対して、一般園が2～3か園程度ある形で、

1つのユニットとしております。こちらの1つのユニットで保育士が4～5名、うち1名が園長補佐級で、プラス会計年度の保健師で構成しております。こうした人数を、1か所の基幹園に集約、再配置することを想定しております。

取り組みの2番目、幼保連携型認定こども園の整備でございます。

平成27年度の子ども子育て支援新制度の施行にあわせまして、認定こども園の制度も改善が図られまして、国としては、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての1つの認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえて、その普及に取り組むことが望ましいとされております。

一方、本市ではこれまで待機児童対策等を協力的に進めていくこと、エリア支援保育所事業を円滑に軌道に載せていくことを第一に取り組んできたところでございます。

しかしながら、今年も待機児童ゼロを達成し、今12年連続でゼロを達成したというところ、そして今年度初めて保育所利用児童数が減少に転じ、国におきましても量の拡大から質の向上と、重点をシフトしていく中、また、効果的効率的な支出運営の観点から、市立幼稚園と公立保育所の統合により、直営の幼保連携型認定こども園を整備すべき段階にあるものと判断したものでございます。

他の指定都市の状況でございますが、それぞれの地域の実情に応じて推進をしておりますが、本市といたしましては、先ほど述べました基幹的な園が幼保連携型認定こども園であることが望ましいと考えておりまして、市域全体を面的にカバーするという観点から、各区支所に1か所の幼保連携型認定こども園を設置していきたいと資料としてお示しをいたしました。

ただ、幼保連携型認定こども園への移行に当たりましては、統合に伴う部屋の確保や、例えば調理室の設置や、後述しますインクルーシブ保育の推進によるバリアフリー環境の整備とも関連して、一定の施設整備が必要と考えておりまして、本計画期間である10年間では4～6か園程度の設置を見込んでおります。22か園とお示したのは将来的なイメージとしてお示したものでございます。

なお幼保連携型認定こども園となりますと、1号認定子どもの利用定員をどうするかという課題もございますが、基本的には認定こども園のメリットを生かしつつ、すでに子ども子育て支援事業計画におきまして供給過剰という状況もございますので、既存の私立・民間園の支障とならないよう、民間保育所が認定こども園に移行する際のルールに則って設定をしていくべきであると考えております。

取り組みの3点目、インクルーシブ保育の実践研究でございます。

近年、発達障害の認知の高まり等を背景に、障害や発達に課題のあるお子さんが増加しております。

この他、医療技術の進歩を背景に、痰の吸引や、経管栄養など、医療的ケアを必要とするお子さんも増加しております。

加えまして外国にルーツを持つ世帯も増加傾向にあり、様々な環境に置かれているお子さんに対する支援のあり方を検討しなければいけない状況にございます。

こうした状況のもと、他都市ではすでにエレベーターを設置したり、多目的トイレを設置するなど、バリアフリー環境を整備しておりますが、本市の公立保育所ではまだまだ不十分であると言わざるをえない状況でありますため、老朽化対策と合わせて整備を進めていくことで、誰1人取り残さない保育環境を整備していきたいと考えております。

併せて、現在国において研究が進められているインクルーシブ保育について、実践例の1つとして掲げられている、保育所と児童発達支援事業所の併設運営について、本市においても2～3か所程度で試行的に実施し、専門職による支援の必要性や効果につい

	て研究していきたいと考えております。 取り組みの4番目、災害発生時や緊急時の対応でございます。 災害といいましても台風、地震など、様々あります。公立保育所は令和9年度に78か所になりますが、78か所を運営する法人は名古屋市しかなく、このスケールメリットを生かして、例えば名古屋市の一部で被災した地域があった場合に、そこに保育が必要とする世帯があれば、被災地域のお子さんを受け入れていくなど、公立施設としての役割を果たしていきたいと考えております。 取り組みの5、公立保育所の再編でございます。 先に申し上げた通り、公立保育所は、これまで78か園に集約を進めてきておりますが、就学前児童数が減少している状況、さらなる行財政改革の推進、また幼保連携型認定こども園の設置などを、総合的に踏まえまして、この10年間で約2割程度の施設数の削減に着手していくことをお示ししております。 ただし、昨年就任した市長のマニフェストである利用者負担額の軽減の検討状況や、市外のお子さんによる利用、名古屋市のお子さんでも市外に利用する可能性もありますが、こうした広域利用、今、現状実施しておりませんが、今後の実施の有無によりましては、本市の保育ニーズは変動していくことから、これらの状況には留意しながら進めていく必要があると考えております。 この資料をもちまして第6回の会議を行いました。委員からは、「幼児教育・保育支援センター（仮称）」と第3回の幼稚園懇談会で示されたものと、エリア支援保育所や基幹園との関係性について整理していく必要があるのではないか、公立施設として果たすべき役割を実施していくためには、市域を広く面的にカバーしていくことが重要ではないか、また、医療的ケア児の保育の拠点となっていくことを期待している、などの意見があったところでございます。 簡単ではございますが、公立保育所のあり方の検討状況の報告を終わります。
座長	ありがとうございました。 それではただいまの説明に関して、ご意見・ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。
構成員	よろしくお願いします。 こちらの資料の方に、公立の保育所の主な役割が出ていると思うのですが、基幹園というのはどのような役割を果たすのか、エリア支援とどのような違いが出てくるのかということを教えていただけたらと思います。
事務局	ご質問ありがとうございます。 まず基幹園とエリア支援の違いになりますが、エリア支援保育所は、今、サポート園と一般園の2つの階層で構築をしております。こうした2つの階層を集約化して、実質的には今までサポート園とされていたところに、一般園の職員も集約して、今ある78か園を、22か園の基幹的なものに集約していく、というようなイメージを持っております。エリア支援保育所が掲げていた、地域における教育・保育の質の向上と地域の子育て支援は、これまでと同様に、引き続き担っていくべき役割と考えております。 こうした基幹園に加えまして、今現時点での検討状況でございますが、例えばこのA3の資料の裏面の、一番上の基幹園の配置と書いてある、詳細の中黒3点目でございますが、今、定期的な預かりモデル事業を2か所で実施しております。こちらは、誰でも通園制度やリフレッシュ保育とは違いまして、例えば養育が困難な状況にあるような子育て家庭や、産後うつを抱えたりして少し状況が不安定な世帯等で、なかなか保護者の方から発信ができないような家庭に対しまして、行政サイドの方からアウ

	トリーチして声かけをして、子どもの育ちを支えていくというモデル事業です。 こうしたいいわゆるセーフティネット的な機能を、引き続き公立が役割を果たしていく必要があるのではないかと、基幹園の機能として、この定期的な預かりモデル事業を本格実施として、やっていくことができないかと考えているところで、機能強化を加えていくことを考えております。 またインクルーシブ保育の実践研究の段の、中黒２点目に書いておりますが、医療的ケア児の受け入れに関しましては、限られた看護職の確保の観点から、すべての公立園どこでも受け入れができるかという、なかなか難しいのではないかなと考えております。 こうした中で、一定、医療的ケア児を安全に保育できる環境を整えるというところを、基幹園の２２か園に集約化して、拠点的な形として位置付けて、受け入れることができないかと考えているところです。 現在のエリア支援に加えまして、一定の機能強化を図ったものが、基幹園になるというようなイメージを、現在はいただいているところです。以上です。
座長	よろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。
構成員	おはようございます。 先ほどは、課長様の方から、公立保育所のあり方に関する基本方針についてご説明いただきまして、ありがとうございました。 現在、子ども青少年局の方では、民間保育園であったところが認定こども園へ移行している園や、所管されている私立の幼稚園の中にも、認定こども園へ移行している園もかなりあると思います。 先ほどご説明の中に、認定こども園というのは、学校であり児童福祉施設であるとお話をいただきましたが、子ども青少年局として、認定こども園における学校としてのあり方というところに、現在どのように関わっていらっしゃるのか。そして、こうした認定こども園も含めた、単なる施設の監査だけではなく、教育に関する研修や保育の内容について、どのように関わっていらっしゃるのか、現状を教えてくださいなと思ひまして、質問させていただきました。お願いいたします。
事務局	保育運営課の指導・監査の担当課長の池田と申します。 今お尋ねいただきました認定こども園に関する取り組みということで、まず、施設監査につきましては、認定こども園も子ども青少年局で所管しておりまして、通常年に１回の施設監査を行っております。 こちらは施設の設備や運営に関する基本的な最低基準を確認していくという監査で、年に１回の監査を行っております。 他に関わってる部分で申し上げますと、一般的な、保育施設としての研修を、認定こども園も対象に含めて行っています。 ただ一方で、私どもが主に保育施設を対象として施設監査や研修を行っているというところがあり、教育施設を対象とした研修は、主体的に研修を行ったりはできていないのが現状となります。認定こども園化を公立で図るということになりましたら、今後はそういったところにつきまして教育委員会と協力しながら進めていくことになると思っております。
座長	ありがとうございました。他にご意見よろしいですか。
構成員	今、丁寧なご説明をありがとうございました。 裏面の２番目にあります、幼保連携型認定こども園の整備についての点で。これ、今日の回答じゃなくてもいいですので、２月で結構ですので、お願いいたします。

	22園の整備計画をすると書いてありますが、区によっては既に1号認定が定員過剰であったり、私立の幼保連携型、幼稚園型、保育所型認定こども園が多数ある行政区の中で、今現在、市立幼稚園のない区は、公立の幼保連携型認定こども園は設置せずに、現存する公立保育所を子育て支援拠点園のまま残し、区内の民間の幼保連携型、保育所型、幼稚園型認定こども園や、それ以外の保育施設と、幼児教育・保育のネットワークを構築し、連携していく形を作っていただくといいと提案いたします。 例えば、私立認定こども園が多い区は、中村区、熱田区、港区、南区は、これに当てはまるものと考えておりますので、これについてご検討をお願いいたします。 もう1点ありまして、先ほど、認定こども園化による整備計画があると聞いておりますが、どうしても保育の整備補助は結構つきやすいのですが、教育については非常に厳しい部分がございます。ましてや民間である私立幼稚園の整備補助は、全くないに等しいです。 それに伴う減価償却保障は、民間保育所や認定こども園にはありますが、私立幼稚園には減価償却補助もございませんので、この点、公私格差が広がる可能性もあるので、この点をご検討のほどお願いいたします。 今日は返答は結構ですので、2月にお願いします。
座長	よろしいでしょうか。 今回は結構だということですので、次回ご返答いただければと思います。 その他よろしいでしょうか。
構成員	保育所のあり方懇談会のほうでも少しコメントをつけたんですが、公立保育所の再編のときに、表面の右下の施設数の推移イメージで、78+20で何となく2割削減というような、数字の切りがいいからとか、何となくこの辺だろうという削減の仕方は、よろしくないと個人的には思っております。 やはり公教育としてどういう機能があって、公立にどういう役割があって、なのでこの数なんだという、きちんとしたロジックを持たせないといけないかなと思っております。 政令指定都市でも、他都市では公立幼稚園の閉園に向かっているところがありますが、そういったところでも、定員数が何%以下になって、それが2年間続いたら閉園、というような、ある種乱暴な、経済学の論理に則った閉園の仕方しかしていないような気がして。 しかしそれを突き詰めて考えていきますと、これは過疎地域の公立保育所がほぼ直面している問題ですが、1地域に1保育所しかないところでは、それを閉園できないわけです。子どもがゼロになって保育所に入る子がいない過疎地域で、どう公立保育所を維持するのか。 閉園しちゃうと、もうその地域では子どもを育てられませんよ、ということの意思表示なので、それを行政が認めるのかどうかですよね。そういったところが休園するのか、違う形で機能を残しつつ次のお子さんが来たときにやっていくのか。 多分そういう課題も、名古屋市は直面していないんですが、公教育としての施設のあり方という視点で、数というものをどう考えるのかというのは、検討すべきかなと思っています。 これは保育所のあり方検討会でも言っているので、事務局からの回答は不要です。
座長	ありがとうございました。 今の件についてはこの後の議論でも、幼稚園に関する話も含めて考えるべきことかなと思いますので、また引き続き、この後の議論でも皆さんからご意見いただきたいと思います。

	その他にありますか。
構成員	かなりしっかり練っていただいた今後の取り組みを拝見しておりますが、公立保育所の再編の最後に、利用者負担額の軽減を実施した場合の影響云々とあります。これは置いておきまして、広域利用の検討というところで。実は、先般も待機児童が減少、もしくはほぼ見られなくなってきた現状において、名古屋周辺区の私立保育連盟の若手の園長たちから、私の方にも直接相談がありました。 例えば守山、名東、天白、緑、南、港、中川の一部です。各園長たちで、園児減少を身近に感じている方から、広域利用を積極的に検討してくれる方法はないのか、どう当局とお話をしているのか、という質問がございました。 この際、公立保育所の再編のところに書いてございますが、もしもご予定その他、現状わかるところがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	ご質問ありがとうございます。幼保企画課長竹口でございます。 今お話いただきました、広域利用の検討についてでございます。こちらにつきましては、利用児童数の減少を見込んだ減少局面においての教育・保育施策のあり方について、令和5年度、令和6年度の懇談会で、有識者さんからのご意見も頂戴しつつ、市の対応のあり方を今まとめているところでございます。 その中で、今委員にご指摘いただきました、広域利用の検討というのは、保育の量的なニーズの減少の蓋然性が見込まれるという中で必要な議論だと考えておまして、この論点について今後の名古屋市としての取り組みとしても入れさせていただいています。 今、令和6年度から令和7年度にかけて、総数で言いますとちょうど横ばいになったところでございます。 それが、今まさに利用調整をしているところですが、令和8年4月でどういう局面になっていくのかを見越しながら、様々な課題を整理する必要があるんですけども、広域利用の実施は検討していくということで、実施に向けた検討をしております。 いきなり、利用調整で広域利用可とするのか、他都市の事例を調べますと、例えば、途中入園がほばないような5歳児や、里帰り出産で一時的に名古屋市にお見えの方など、そういう小さいところから一步步つ拡大していくやり方もあろうかと思っております。今後、広域利用の実施については、こういった形から始められるのかを検討したいと考えております。
構成員	ありがとうございます。 できるのであれば、その周辺区の会長たち、減少をひしひしと感じておる者たちの気持ちをお考えいただけるのであれば、ぜひ早急に取り組んでいただきたいということを申し上げて、よろしくお願いいたしますと思います。以上です。
座長	ありがとうございます。他によろしいでしょうか。 それでは、次第3 懇談に移ります。 各々の項目ごとに事務局より説明し、話し合ってまいりたいと思います。 今回までの議論を踏まえて、第5回懇談会で事務局から第2期実施計画案を提示することを予定しておりますので、皆様方から忌憚のないご発言をいただけたら幸いです。 それでは、「(1) 第2期実施計画の構成案について」事務局から説明をお願いします。

事務局	資料2をご覧ください。 こちらの資料は、第1回懇談会からの検討を踏まえ、第2期実施計画をこのような形で取りまとめてまいりたいという構成をご提案するものです。 まず、「はじめに」として、計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間を記載いたします。平成28年に策定した「あり方基本方針」、平成29年策定の現行の実施計画との関係などを説明します。 次に、「Ⅰ 幼児教育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取組み」としまして、第1回や第2回でご議論いただきました市立幼稚園のこれまでの取組みや課題および評価、また公立幼児教育施設としての公立保育所と市立幼稚園の役割に関する整理についてまとめてまいります。公立保育所のあり方の方針と連動した内容の記述を加えていきたいということで、この部分については子ども青少年局と調整して参りたいと考えております。 「Ⅱ 第2期実施計画における展開」では、本市幼児教育の目指す姿としまして、3つのパートに分けて記載する予定です。 (1) では、ナゴヤ学びのコンパスや国の示す3要領・指針を踏まえて、名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の必要性を明らかにします。指針の意義として、本市の目指す幼児教育・保育のスタンダードを定めるものであることを記述してまいりたいと考えています。 (2) では、幼児教育・保育支援センター（仮称）の機能強化の項目を置き、これまで「幼児教育支援室」が取り組んでいた本市の幼児教育の質向上について、より強化充実を図っていくことを記述してまいります。この項目で、幼児教育・保育指針の策定の方法のことも論じてまいります。すなわち、公私・施設形態を越えた横断的な検討の場をつくり、そこで議論をして「本市の目指す幼児教育の目指す姿」を策定していくといったことです。 (3) では「市立幼稚園の役割の再定義（機能強化）」の項目を置きました。従来市立幼稚園が果たしてきた役割を再定義し、全市の幼児教育の質向上により貢献していくあり方を論じます。この中で、新たに配置を検討している「幼児教育コーディネーター（仮称）」についても記載いたします。このほか市立幼稚園が今後も研究実践の園として機能していくために必要な施策についても記述する予定です。 (2) の幼児教育・保育支援センターや(3) の市立幼稚園の機能強化の項目につきましては、これまでの懇談会で議論が尽くされていない部分ですので、資料を用意しておりますので、この後ご議論いただきたいと存じます。 最後の項目は「2 市立幼稚園再編の考え方」です。市立幼稚園再編について記載します。 (1) 再編の方向性では、市立幼稚園の適正規模・適正配置・園児定員の見直しや公立幼保連携型認定こども園の設置、それに関する園の数について記述します。 (2) 再編対象園の選定については、選定の考え方、再編対象園すなわち公立保育所と統廃合して認定こども園となる園、また閉園する市立幼稚園をご提示する予定です。実施方法・スケジュールについてもまとめてまいります。 (1) につきましては、本日資料を用意してございますので、この後ご議論いただきたいと存じます。 以上が、現時点で考えている第2期実施計画の構成案となります。 この構成案について、構成が適切か、項目について過不足がないか、「もっと適切な表現がある」等ご意見をいただけたら幸いです。
-----	---

座長	ありがとうございます。 まずは構成案について、ということです。内容についての詳しい議論は、この後の懇談2つ目、3つ目ですと思いますので、まずはこの構成案の過不足等についてご意見いただきたいと思います。 意見交換の進め方ですが、多くの意見をいただくため、まず、ご意見のある方に発言していただき、その意見に関連する意見がある方がいらっしゃれば、続けてご意見をいただき、ある程度まとまった区切りで、事務局のお答えをいただく形で進めてまいりたいと思います。 それでは、ご意見があれば挙手をお願いします。
構成員	ただいまの資料につきまして、2にあります、本市の幼児教育の目指す姿。ナゴヤ学びのコンパスという文言がございますが、ここに今ちょうどその学びのコンパスの冊子がございますが、これは公立学校である小中学校については、まさにこれでいいと思いますが、残念ながら、幼稚園・幼児教育については、公立園のみの策定でございましたので、非常に残念だったなと思います。 本来は私立や保育施設も含めて策定ができたなら、本当の幼児教育というものができたのかなと思いますが、その点についてどうお考えなのか、お答えをください。お願いいたします。
座長	今のことについて、関連するご意見があればお願いします。 よろしいですか。 ではまず、この件について事務局からお願いします。
事務局	義務教育課長の畑生でございます。本日もよろしくお願いいたします。 今回担当課は不在ですが、義務教育課の方からお答えをさせていただきます。 ここに書かせていただきました趣旨といたしましては、小学校との接続という観点でナゴヤ学びのコンパスが関連すると考えております。 幼児教育に関する全ての施設類型に共通する指針につきましては、今の委員のご指摘も踏まえまして、改めて指針という形で議論をして策定していく必要があると考えてございます。
構成員	もう1点お願いします。 今、幼小接続ということがございましたが、まさにそれであるならば、今までの、公立幼稚園だけの事例ではなくて、この3年間、令和5年、6年、7年と幼小接続について学びがあった、研究があったと思うんですが、その点について、私立幼稚園も同じように研究してきた部分がございますが、それについて、なかなか名古屋市の方に認めていただけなかったということを残念に思います。
構成員	先ほどナゴヤ学びのコンパスのことについてお話をさせていただきましたが、ナゴヤ学びのコンパスは非常に、内容的にはすぐれたものになってるなと思っております。 先ほど、私立幼稚園が、その中に入っていないとおっしゃいましたが、学びのコンパスの基盤になっている幼児教育の部分というのは、幼稚園教育要領や保育所保育指針で言われている、まさに幼児教育・保育の中での大前提となっている基本を踏まえていると思います。 ですので、それは私立の幼稚園であろうとも、公立の幼稚園であろうとも、民間の保育所であろうとも、大前提に立って策定されている内容ではないかなと思っております。 こういったことが今、名古屋市の学校教育の全体、高等学校までを貫く理念として示されているということは、幼児教育は小学校以降の教育のための準備ではなく、そこに繋がる大事な基盤として考えていく必要があるかなと思います。おそらく、私立

	の幼稚園であったとしても、その理念が大きく違うところはないのではないかなと思っています。 特に、今お話することではないかもしれませんが、名古屋市でも、誰でも通園制度が10月から始まっていると聞いております。 そうしますと、一時的であれ利用される保護者の方は、そこの5歳児、4歳児の子どもたちの姿を見て、発達の見通しを学ばれると思います。 さらに、そこで行われている保育や教育の内容について、これが幼児教育なんだ、これが乳幼児期の保育・教育として重要なんだ、と思われれます。そこがちゃんと学びのコンパスに繋がっている、大事な基盤として保障されているということが、とても重要なことではないかなと思っています。 私自身は、このナゴヤ学びのコンパスというのを、名古屋市の子どもたちを育てていく大きな方向性として、みんなが理解し合うということがとても重要なことではないかなと思っています。
構成員	何度もすみません。 委員がおっしゃるのは、公立幼稚園の立場で物を言ったらそれでもいいかもしれないけど、そうじゃない他の施設類型があった中で、なぜ新制度が始まってすでに認定こども園まであるにもかかわらず、そういうすべてのものを入れることができなかったか。 私立幼稚園と言いましたが、私立幼稚園協会の中にも4類型あります。4類型ある中で、それをすべて考えるならば、学びのコンパスの幼小接続だけでも、もう少し丁寧にはできなかったのかなというところが残念でならないということです。
構成員	ナゴヤ学びのコンパスについては、名古屋市が目指す子ども像などが書かれていて、実際にうちの学校の中学校ブロックでは、公立・私立問わず、小学校、幼稚園、保育園の先生方が集まる研修会がすでに7回開催され、また8回目に向けて今準備してるところです。 目指す姿として、大事にしていかなければいけないというのは、私としては共通理解が図られていると思っています。これに異議を唱える意見は出てきていなくて、目指す姿として考えたときには、大変意義深いかなと思います。 委員が言われるように、私立とか保育園では、それぞれが今まで進めてきた建学の精神やいろんなところがあるので、どうしたらいいんだろうかなとか、お互いに歩み寄りながら共通理解して、小学校への接続という意味でも意義深い話し合いが、私はできていると考えています。
構成員	終わらない議論だと思います。ただ、何度も言っておりますけど、前回も言いましたけど、260校のうちの20の公立幼稚園があって、例えば、港区には公立幼稚園もないし、小碓学区にもございません。 ただ小碓学区の中では、自園と、その当時は公立保育園だった土古保育園と小碓小学校とで、様々な取り組みをやってきたこの3年間の中で、1つ1つ、幼小接続の深みを今進めてきているところではありますが、そういうことが、残念だけど、理念ではなくて、この学びのコンパスの中には事実としてないってことです。 この学びのコンパスの4ページに、「この計画に基づき、名古屋市の市立学校園の学びに関して」と文言で書いてしまったので、そうじゃない部分もあるってことを、理解して欲しい。 義務教育課長がわかってみえると思うので、その点については、修正をしていただければありがたいので、それで結構です。

座長	ありがとうございます。 今の話、いろいろご議論あろうかと思えますけども、今後名古屋市幼児教育・保育指針の必要性が語られる中で、またこのことについても言及していただければなと思っています。 その他にご意見いただければ。
構成員	実施計画の構成案、概ねいいのかなと思っています。 1つはローマ数字のⅠのところでは1、2、3と来て、「公立幼児教育・保育施設としての公立保育所と市立幼稚園の役割に関する整理」。これ、内容としてはよくわかるんですが、個人的にはもう一段階上の章構成、つまりローマ数字のⅡにさせていただいて、ちょっと大きめに挙げていただいたほうがいいのかなあというのが1点。 あと、瑣末な問題なんですけど、「公立保育所と市立幼稚園」とありますが、「公立」と「市立」の文言の混在はこれでいいのか。「市立保育所と市立幼稚園」なのか、「公立保育所と公立幼稚園」なのか。そこは一度整理していただいたほうがいいかなと思います。 現行のローマ数字のⅡ「第2期実地計画における展開」で、「1 本市の幼児教育の目指す姿」というのは、現行案のⅠの3の幼稚園と保育所の役割に関する整理を行った上で、これまでの議論では公立も私立も、幼稚園も保育所も、種別関係なくすべてを包括的にしていくという話だったかと思えますので、その並びの中に市立幼稚園の役割定義が入ってくるのはちょっと読みにくいかなと思います。 なので、ここの「市立幼稚園の役割」、特に文言としては「市立幼稚園の役割の再定義」なので、これは、先ほど言っていたⅠの3の中に入れ込んでいただき、本市の幼児教育・保育、すべての子どもたちにとっての、というのが、Ⅱの1の中に入ってきて、ここに書いてある市立幼稚園の細々とした機能強化については、Ⅱの中で、「市立幼稚園の機能強化」という形で書いていただいた方がいいと思います。 構造的に全体の話なのか市立幼稚園の話を書いているのか、少しバランスが悪いかなと思いましたので、そこはまたご検討いただければと思います。
座長	ありがとうございます。 今のご意見の他に、構成案そのものの構成のあり方についてのご意見がございましたら、いただきたいと思います。 私も今の委員と同じ考えで、公立、私立という辺りと保育所と幼稚園という話を、切り分けて整理したほうがわかりやすいという側面があると思えますので、ローマ数字Ⅰ、Ⅱのところを3つにすることも含めてご検討いただければなと思いますが。 事務局はいかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。 委員、座長からご指摘があった通り、公立保育所のあり方懇談会と、我々の幼稚園のあり方懇談会で、第5回合同開催に向けてやっていくのですが、それぞれの計画・方針の中で共通の記述が当然あるべきだと思っています。 それを構成案のどこに位置付けていくかについて、今日ご指摘いただいた点を参考に、子ども青少年局とも調整を図って参りたいと思います。ありがとうございます。
座長	その他にご意見いかがでしょうか。 ないようですので、「(2) 市立幼稚園再編の考え方」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、資料3をご覧ください。 これまでの検討を踏まえ、再編の方向性を、6つの観点でまとめています。 1点目「長期的視点での再編」として、幼児人口の減少や就労する保護者の増加等

により、今後も市立幼稚園は定員が利用ニーズを上回る供給過剰が続くと予想されることから、長期的な視点にたって再編を実施いたします。

2点目「市立幼稚園の適正規模」として、本市の幼児教育・保育のモデルとなる教育実践研究を行うため、子どもたちが集団生活の中で学び合いながら成長できるような適正規模を確保いたします。

3点目「市立幼稚園の適正配置」ですが、教育や福祉の枠組みにとらわれることなく、市立幼稚園において長年にわたり積み上げてきた研究成果・知識・経験等を活かし、今後も本市の幼児教育・保育の質の維持・向上を図ることができるよう適正配置いたします。こちらについては、今年度本市が実施した保護者アンケートにおいても、市立幼稚園に今後期待することについて「名古屋市全体の幼児教育の質の向上に努めてほしい」という割合が高くなっています。

4点目「市立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置」です。預かり時間や受入年齢等の多様な保護者ニーズや国の動向への対応、市全体の質向上や人材育成を図るため、子ども青少年局と連携・協働して、市立幼稚園と公立保育所の統廃合を実施し、公立幼保連携型認定こども園の設置により、市立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置を確保いたします。保護者アンケートでは、市立幼稚園の今後のあり方について、一定程度「公立の幼稚園として果たすべき役割はあるが、保育ニーズや社会状況の変化に対応するため、公立認定こども園への移行を検討する」と回答しています。

5点目「リソース再配分」です。市全体の幼児教育・保育の質の維持・向上のため、再編により生み出された人材や経費等のリソースを市立幼稚園や公立幼保連携型認定こども園、幼児教育・保育支援センター（仮称）へ再配分できるよう引き続き関係局と調整を行います。

最後に「教育委員会の役割」です。教育委員会は、幼児期から青年期まで学びの連続性を踏まえた教育の一貫性や連続性を確保する観点から、公立私立や施設類型を問わず幼児教育・保育施設における教育に関する指導・助言、人材育成等について、子ども青少年局と連携していきます。

これらの観点から、先の懇談会でも検討をしていただきましたが、市立幼稚園は、一定数閉園し、市立幼稚園と幼保連携型認定こども園に再編することといたします。

具体的に、市立幼稚園を何園存続させ、幼保連携型認定こども園を何園開設していくかについては、今回案を提示させていただきます。裏面をご覧ください。

まず「ア 市立幼稚園の適正規模・適正配置・園児定員の見直し」です。こちらは、参考資料1及び2と合わせてご覧いただければと存じます。

これまでの懇談会でご検討いただきましたとおり、「市立幼稚園には、長年にわたり積み上げてきた研究成果・知識・経験等を活かし、今後も全市の幼児教育・保育の質の維持・向上を図る役割」がございます。この役割を果たすためには一定数の園を継続する必要がございます。

一方で、幼児人口の減少を踏まえた、規模の縮小も避けられないと考えています。

そこで、次のような推計とシミュレーションを行い、存続する園の数についてまとめました。

1、名古屋市の幼児人口の将来予測を行いました。市の将来の3～5歳人口は、令和18年度（第2期計画最終年度）には令和7年度と比較して、減少幅にして最大約38%から最小で29%減少する可能性があるとの推計しました。将来人口推計の幅は、直近3か年の平均変化率をみると最大の38%になりますが、直近10か年の平均変化率でみると29%になります。

直近3か年の減少幅が特異である可能性があり、国が子育て支援策を行っていることにより減少率の緩和が期待されることなどを考慮し、10か年平均変化率を採用することが妥当だと考えます。

シミュレーションの表では、この10か年平均の、令和7年から令和18年までで29%減少するという数字を使って、上段の3～5歳の合計を算出しております。

2、「1で推計した3～5歳の幼児人口」に対して、令和7年度の3～5歳の幼児人口に占める市立幼稚園児数の割合を係数としてかけます。また、第一幼稚園・第三幼稚園で試行実施する早朝等の預かり保育により増加した率を係数としてかけることで算出したものを、令和18年度に市立幼稚園に入園する幼児数として想定します。こちらの表で言う、令和18年度の想定園児数869名というのが、その数字となります。

3、定員については、公立幼保連携型認定こども園の新設を見据えて、令和18年度までに、公立保育所の職員配置基準と同様に、市立幼稚園の定員を見直した場合を想定します。園児定員見直しについては、資料によりご説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

「園児定員の見直し」について説明いたします。現在、国の定める幼稚園設置基準では、「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。」と規定されておりますが、本市におきましては、名古屋市立幼稚園園則により、3歳児は20人、4・5歳児は30人と規定しているところでございます。

児童福祉施設の職員配置基準につきましては、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」を踏まえ、令和6年4月1日から76年ぶりに引き下げられ、公立保育所におかれましては、令和7年度から段階的に対応していると伺っております。

市立幼稚園におきましては、これまで公立保育所の職員配置基準に合わせて園児定員を設定してきたところであり、公立保育所の対応状況や公立幼保連携型認定こども園の新設を見据え、3歳児は15人、4・5歳児は20人への見直しにつきまして、可能な限り早期の実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

定員見直しを反映した園の園児定員を用いて、

4、2で算出した想定入園児数が、第1期実施計画初年度の定員充足率相当になる園数を算出します。横長のシミュレーション表の右下、存続園数のところですが、869人の園児が入って充足率が80%になる定員数が1,090人程度でございますので、相応する園の数は10園、と算出しております。

5、新たに全市的な幼児教育・保育の振興を図る事業に取り組む人員等は、再編によって生み出します。

これらの観点から、第2期計画期間において存続する市立幼稚園は10園程度とします。

次に「イ 公立幼保連携型認定こども園の設置」についてです。

公立幼保連携型認定こども園は基幹園の役割を担うことから、計画的に市全域を網羅できるよう整備を進めます。

また、第2期計画期間においてはモデル園であることから、地域バランスを考慮します。具体的な配置については子ども青少年局と引き続き調整します。

市立幼稚園と公立保育所の統廃合等により設置する公立幼保連携型認定こども園は4～6園程度とします。

「ウ 市立幼稚園の閉園」ですが、先ほど説明したア及びイから、閉園する市立幼稚園は4～6園程度とします。

	最後に「エ 市立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置」ですが、第２期計画期間においては、市立幼稚園１０園と公立幼保連携型認定こども園４～６園の計１４～１６園で市全域を網羅します。そして、市立幼稚園にいる幼児教育コーディネーター（仮称）が、各区またはブロックの幼児教育や幼保小連携を支援することで、また、公立幼保連携型認定こども園は基幹園として幼児教育や幼保小連携を支援することで、市全域の幼児教育の質向上の役割を網羅すると考えています。 説明は以上です。ご議論のほどよろしくお願いします。
座長	ありがとうございます。 それでは説明のありました「市立幼稚園再編の考え方」について、ご意見があれば挙手をお願いします。
構成員	よろしくお願いします。丁寧なご説明ありがとうございました。 その中で少し感じたこととして、６ページの、イやエなどその辺りなんですが。 公立幼稚園としての案が出てきたところで、イとエに、「地域バランス」や「市全体を網羅する」という言葉がちょこちょこ出てきているんですが、どうなんですかね。幼稚園の園数でいくと、公立保育園と一緒にこども園になるから、全域が網羅される、という考え方なのかなと思うので、そこが何だかすごく違和感があります。 幼稚園、認定こども園、その辺がどうなのかなとすごく感じました。公立保育園との関係がすごく大きい上で、全域を網羅できると思うので、その辺りの記載が、さりとしか書かれていないというのがすごく気になりました。 それから、同じようなことになるんですが、子ども青少年局と調整する、連携するという言葉がたびたび出てくるんですが、その具体的な連携・調整の内容や方法の検討がもっと前面に出てきていいのかなと感じました。以上です。
座長	２点いただきました。 まず、地域バランスや、全域をカバーするという話と、子ども青少年局との連携の内容についてということです。 まず、地域バランスや全域の網羅の話について、関連するご意見のある方はぜひお願いします。
構成員	先ほど委員の方からも、公教育としての視点から、保育を必要とするニーズ、幼稚園を希望するニーズが、確保されるようにというお話をいただきました。 先ほど、この表の中では、存続園数ということで充足率８０％になる定員数、数字のみで複数学級園を７園にするとか、単学級園を３園にするということが出されていましたが、先ほど委員のおっしゃった事とも関連すると思いますが、単なる数字だけで決定されるのではなく、地域のバランスが本当に必要なのではないかなと思っておりまして、どうぞよろしくお願いいたします。
座長	ありがとうございます。他にありますか。
構成員	よろしくお願いいたします。 私も、市全域を網羅するというのが出てくるのはちょっと違和感で。もともと今の２０園で市全域網羅できてないよねという議論があったかなと思うんですが、減らしてなお全域を網羅するっていうのは、どういったお考えなのかなっていうのが１つ。 それから、イの「第２期計画期間においては、モデル園であることから、地域バランスを考慮する」という記載があるんですが、これは、モデル園だから地域バランス考慮するということですかね。そこが、感覚的にはよくわからなくて。基本的には地域バランス考慮するもんじゃないのかなあ公立なら、と思ったのですが。 その２点を私も伺いたいです。

構成員	失礼します。 先ほど出ました公立保育所の懇談会の資料からいきますと、基幹園という考え方ございましたが、今の基幹園という考え方が、今の市立認定こども園と関わっているからの配置、そして数字ではないかと私は考えております。そこは違いますよ、ということであれば教えていただきたい。以上です。
座長	私もそういう認識ですが、今の地域バランスや、あるいは基幹園と幼保連携型認定こども園との関係等を含めたお話について、事務局の方からご回答お願いいたします。
事務局	回答させていただきます。 まず、委員からご指摘のありました、公立保育所との連携があつてこそその全市の網羅ではないかということについては、全くその通りでございます。 幼稚園だけでやっているのではだめなので、今まで以上に公立保育所と連携をして全市を網羅していくというところがあります。 その役割を果たしていくにあたって、幼児教育コーディネーターが各園から地域に出ていくことを、我々としては新しい市立幼稚園の役割として考えているところでございます。 委員からご指摘がありました、地域バランスが本当に必要だということも、おっしゃる通りでございます。保育所を希望する、幼稚園を希望するという方々がいらっしゃる中で、市立幼稚園としても、それを受け入れる一定の園数、各地域から無理のない通園のできる範囲であるということも考慮する必要があると考えております。 全市を網羅するとさらっと書いていますが、かなり大変なことでございますので、その時にどこの園を残して、また、どの園がどの地域をカバーするのかということも、残る市立幼稚園、存続する保育所、それから新たにできる認定こども園と、どのような連携と役割を果たしていくかを考えながら、残す園を決めていかなければいけないと考えています。 委員から、減らして網羅するというのはどうなのか、現在でも網羅してないですよ、というご指摘がありました。その通りでございます。第1回、第2回の懇談会でもその議論があつたかと思いますが、市立幼稚園そのものでやっている実践研究は、すぐれたものがあるということで、内容を広報物にまとめたり、テキストや研修などで伝える、というようなことをやってきたのですが、それだけではなかなか浸透するところまで至っていなかったというところが、第1期のあり方実施計画での反省点と考えております。 私たちとしては、園数は減らしますが、機能としては強化をする。その表れが、幼児教育コーディネーターが外に出ていって、自らその実践を、幼稚園に限らず市内の全類型に対してやっていけるような仕組みを作っていくことをやっていきたいと考えています。 また「モデル園であることから地域バランスを」という記述ですが、この記述の意図したところは、全区に一気にではなく、4～6の数しかできないんですが、それが1か所に集中してしまわないように、バランスよく配置するという意味で書かせていただいております。それ以上の含みはございませんので、ご承知おきいただけたらと思います。 委員からございました、基幹園は認定こども園という認識でいいかということで、そうなんです、認定こども園については新たに施設も整備をして作っていきたいと思っております。それで、そこは基幹園であるという形ですので、そのような理解でよろしいかと存じます。以上です。

座長	ありがとうございます。 委員からありました、子ども青少年局との連携についてはいかがでしょう。
事務局	今回の記述は、これがそのまま計画の内容になっていくというわけではない、というのがまず前提でございますが、現在も子ども青少年局とは様々な形で、新しい計画を実際にどう進めていくのかを話し合っているところです。 ご指摘のあった通り、計画の中にも、両局がどのような形でこの両計画を進めていくのか、協議や推進のやり方でも配慮した計画の作り方、記述についても検討して参りたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。
座長	それでは、その他についてご意見ありますでしょうか。
構成員	失礼します。 只今の説明の中で、公立園が名古屋市全域を網羅するという文言や、基幹園は認定こども園とするというのもございましたが、この点についても、先ほど2月に、と言った点と同じで、公立園のないところの基幹園をどう扱うかという部分。先ほどに申しましたけど、公立保育所はそのまま残し、その区の幼児教育・保育のネットワーク化として、現存する、社福法人、学校法人にかかわらず私立のこども園を中心に、一緒にやっていくことが正しいのかなと思います。 特に、今公立幼稚園のない地域についてはそれでいいのかなと思っておりますが、これについては、先ほどと一緒に結構です。2月にお答えください。 もう1点。これも2月で結構です。 学校法人由来と社会福祉法人由来の幼保連携型の中には、1号認定と2、3号認定の定員が全く真逆なところがございまして、この辺を公立幼保連携型認定こども園がどう考えていくのか。 1号認定、2、3号認定がそれぞれ、出資法人によって違うので、これについては、どのように扱うのか、今は多分答えが出ないと思うので、2月にお答えください。お願いいたします。
座長	今の件について関連するご意見とかご質問がもしございましたらお願いします。よろしいですか。 何か、事務局から現時点でコメントできることがございましたらお願いします。
事務局	定員の割り振りについてですが、基本的な考え方といたしましては、まず、すでに子ども子育て支援事業計画においての供給過剰な状況があるということが前提としてありますので、既存の私立・民間への支障とはならないような、現状民間保育所が認定こども園へ移行する際のルールに則って設定していくという考え方を思っておりますので、公立だからといって、ものすごく違うことをやろうとは、現時点で考えておりません。また2月のときにも、回答できたらと思っております。
座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
構成員	公立幼保連携型認定こども園の定員の話ですね。関連しているのか、いまいちわからなかったんですが。 幼稚園から認定こども園に移るときに、第3回でもこんなお話をさせていただいたかなと思うのですが、今、基本的に幼稚園は3歳児入園で、認定こども園になると0歳から入れるという話になって、そうすると、今幼稚園で3歳から入れたいなと思ってる親御さんが、認定こども園になったことによって、結局そこに通わせられなくなるというような。今の定員状況からいくと、わからないですが。 そういうことがないように、1号、2号の、1号は幼稚園なんだろうかな、そこ

	ら辺の言葉の定義がわからず、パッととはっきりしないで申し訳ないですが、そういうような定員の考え方をしていただきたいなと思っています。 あとは、ずっとお話がいろいろ出ていますが、数字で閉園数を考えちゃだめですよって、私もその通りだと思っています。正直、10園にします、という資料は、どうとでも作れるかなと思って見ていました。 預かり変化率の105.8%にしても、どういったところから来ているのかなあと考えると、過去3年の平均変化率だということ。そもそも、預かり延長開始初年度は周知がなかったの、そこを入れてもしょうがないじゃないですかというのが1つあるのと。 シェア率が2.3%でずっと推移していくというの、園児数を増やしましょうと第1回、第2回で言っていた気がするんですが、その取り組みがあれば2.3%から増える想定も考えられるんじゃないかな、とか。 あとはそもそも減らす園数をまず議論してということではなく、地域のバランス等を見て、どこに認定こども園を置いて、どこに幼稚園を置いて、というところから議論を始めるべきなんじゃないのかなというところなど、いろいろあって。 前回の第3回のお話で、正直あのとき聞いてたお話だと、半分になるとはあまり想定しないようなお話のされ方だったかなとは思っている。さらに、認定こども園に移管するのも数園程度という表現だったと思うのですが、4～6となると、正直私の感覚で数園じゃなくて。20園のうち6園だと30%。うーん、と正直ちょっと思いました。 もともとそういう想定だったんですということであれば、まあそうですね、ということなんですが、その辺りいろいろ数字のところでは気になるところと、議論の進め方で気になるところがあります。お願いいたします。
座長	今のことについて、関連するご意見ある方があれば、お願いします。
構成員	直接関連するかわかりませんが、6ページの【参考：移行イメージ】を先ほどから拝見して、私は少し理解がしにくかったんです。 今のお話に出ております、4～6か、いくつかはともかくとして、市立幼稚園の方から、公立幼保連携型認定こども園に入ると。それで、矢印で公立保育所の78か所から矢印が出ております。 先ほど私がお聞きした基幹園が、22か園あるとなりますと、この幼保連携型認定こども園というのは、公立保育所からのもの、そして市立幼稚園からのものを合わせますと、計どれだけを想定されてこの数字が出ているのか、理解がしにくくて、お聞きしたかったです。よろしく願いいたします。
座長	それでは、今の適正規模の想定に関するさまざまな数字のことについて、それから移行のイメージについて、具体的には認定こども園に幾つなるのか、というような数字のことについても、何か想定があるのであれば、その辺も含めて教えていただければと思います。
事務局	まず委員からの、移行イメージについて説明しておらず申し訳なかったです。 ここに、公立の幼保連携型認定こども園4～6というところに、市立幼稚園と公立保育所の両方から矢印が出ている趣旨は、基本的には幼稚園と保育所が1園ずつ統合して、1つの認定こども園を作るというイメージでやっておりますので、合わさってできたもの4～6園できるという意味です。よろしく願いいたします。 委員からご質問のあった、3歳児からの入園については、幼稚園に入園する方、「保育の必要がある」という認定ではない方が1号です。この1号の定員を別枠で作ります。

	すので、認定こども園にしたが故に入れなくなるということはないとご理解いただければと思います。 それから、幼児人口の推計をした上でのシェア率、それから預かり変化率のところの妥当性についてのご指摘だったかと思うんですが。 まずシェア率については、横置きをしております。これについては色々な考え方もあるんですが、少なくなった園数のもとで、2.3%を維持するということは、かなり幼稚園として、努力をしなければいけない点であると思っておりますし、そのための施策も打っていかねばいけないと思っております。 預かり変化率については少し固めに見ているかもしれないんですが、その部分で、シェア率を横置きに置いていることとの相殺といいますか、誤差の範囲内という世界かなと思っております。 それから4～6園が数園なのか、ということについては、我々としては、モデル園ですので、1個か2個では少ないだろうということがまずあって、一定数ということで4～6園ということ、この間ずっと教育委員会の中でも、また子ども青少年局との協議の中でも議論をして作ってきた数字だということをお伝えしたいと思います。以上です。
構成員	ご説明ありがとうございました。 ただ、私がお聞きしたかったのは、この市立幼稚園の20園から、4～6か園、いつかは別としても、公立幼保連携型認定こども園に変わる。 その矢印は、公立保育所78から出ているところは、これは、基幹園が幼保連携型認定こども園になると思われそうですが、それと重複しているのではないかとということを申し上げたかったんですが、違いますでしょうか。
事務局	認定こども園は基幹園でございますので、重複しているということで大丈夫です。
構成員	そうしますと数が、公立保育所との連立的なものが4～6という考え方でよろしいですか。 そうしますと、公立保育所からの認定こども園は、22のうち、4～6はマイナスするということになりますが、それでよろしいでしょうか。
事務局	公立保育所のあり方の資料の方での22か所については、あくまで市域を面的にカバーしていくというところの、将来的なイメージとして持っておりまして、この10年間での22か所というのは、様々な施設整備等の現状を考えていくと難しいというところで、この10年間は4～6か園程度の整備。22か園については、中長期的な、将来的なイメージということでご理解いただければと思います。よろしく願います。
構成員	理解いたしました。ありがとうございました。
構成員	今のご説明ですと、公立保育所からの幼保連携型を含めてとなっておりますが、それ以外に16～18園を最大で考えていると。 それについてはいいんですが、この4～6の公立幼保連携型認定こども園が、16～18の残りの部分と、さっき僕は2月で、と言いましたが、その定員設定がダブルスタンダードなんですが。これはどうやって考えるんでしょうか。同じ定員として考えていくのか。そこが読み取れないです。
事務局	22か園の整備を将来的に考えていくという中では、中長期的な部分と先ほど申し上げましたけれども、この先、乳幼児人口の減少というのがまたどうなるかというのは、ここ数年の減少幅がかなり大きくなってきているという状況もございます。 これに加えて、先ほどもありました広域利用を検討すると、またこれがどうなって

	いくのか。そして、利用者負担の軽減をしていくとまたその保育ニーズが変わるのか。 そして、今様々な形で少子化対策を施策で打ってる中で、先が見えない状況であるというのが正直なところでございます。 やはり利用定員の設定に当たりましては、その実情に応じた形で、その時点で考えていくべきであろうと思っておりますが、当然ながら、子ども子育て支援事業計画の需要と供給バランスに則った形でやっていくことが、基本だと思っておりますので、施設の数と定員とは、分けて考えたほうがいいのかと考えております。よろしくお願いします。
座長	よろしいでしょうか。
構成員	5 ページのところですが、「市立幼稚園再編の考え方」の「再編の方向性」で項目が挙がっておりますが、「長期的な視点での再編」というところで、云々あって長期的な視点に立って再編を実施しますと、若干トートロジカルな説明になっているのではなかろうかと思っております。 大きな方向性としては理解しているんですが、例えば、今回は当然、第2期ということで令和18年までの計画にはなるんですが、第3期を、一定程度視野に入れた上での、「長期的な視点での再編」という文言があってもいいのかなと思っています。 まだ合意形成はされてないと思うんですが、個人的には、第3期、あるいは第4期の中で、おそらくすべての園が幼保連携型認定こども園になっていくという流れなのかなあとという中で、幼保連携型認定こども園の質をどういうふうに担保していけるのかという視点があるのかなと思います。 そういったときに、冒頭の保育所のあり方懇談会のところでも言ったんですが、統廃合が、適正規模とか人口がどうなっていくのかというロジックで考えられているんですが、個人的には子どもの数が減るから公立減らします、保育園・幼稚園をこれだけ減らしますという経済学的な統廃合ではなくて、保育の質向上を目指した統廃合、あるいは子ども目線の統廃合というものが、根底にないといけないのではなかろうかと思っております。 それは名古屋市が大きなビジョンで掲げている、ちょっと文言を覚えてないんですが、「産み育てやすいまち名古屋」でしたっけ。そういう、少子化だからこそ、名古屋市で子どもは産み育てていくのがいい、育てやすいよねと思えるような、政策に向かっていくことが必要だろうと思います。 そういった意味では、構成案のところでも言いましたが、「再編の方向性」のところに、名古屋市の公立幼稚園・保育園のあり方、機能の再定義がまず前面にあった上で、というところが必要になるかなと思います。 その上で、リソースの再配分は、これも前回言われていて無理でしょという感じではあるんですが、今ある資源をどう活用するかというよりは、少子化の中で「育てやすいまち名古屋」としていくために、これだけのリソースが必要だと。 現実的に難しいのはよくわかるのですが、やっぱりそれでも、現状の財布の中でどうやろうかということと、でも最低限質を保証していくためには、これだけのお金がいるよねという基準でやっていただけるのがいいのかなと思います。 あとは、基幹園の考え方で、逆に令和18年の終わりに4～6園の認定こども園の設置が本当にできるのか。保育所のあり方検討のところで確か1～2園という書き方だった気もしたので、4～6が妥当なのかというのは若干心配なんです。 でも概ねそういった意味で、僕が言っていた1区1園という視点ではこのぐらいの

	数が、妥当かどうかはわかりませんが、市立幼稚園と基幹園とをミックスした認定こども園が、その地域の公立も私立も、幼稚園も保育所も関係なく、すべての質を保証していくエンジンというか、そこが地域のすべての園に伴走しながら、地域の保育の全体の質を上げていくという意味ではいいのかなと思いました。以上です。
座長	ありがとうございます。
構成員	園数について、全市的視野に立って、質の向上を図っていくという点で考えを述べさせていただきたいです。 これまでのところで、市立幼稚園の質の高さは共通理解が図られています。そこで、横展開、いわゆる全市的な幼児教育の質の向上と、小学校の側からいくと円滑な幼小接続という点でも、果たす役割は大きいと私は考えています。 その中で、以前から私が言っているように、質の向上を図っていくときには、やはり現場で見て感じて、そこでいろいろな向上を図っていくことがとても大切だと思っています。 一例を挙げると、なごや小学校も会場の一つとして、11月20日、21日に全国小学校理科研究協議会というものが開かれました。 愛知大会ということで、北海道から沖縄まで全国から1,000名以上の方が、名古屋に集って、授業を見て研究協議をし、成果と課題を話し合うことが行われました。 また、先日土曜日にも、県外の小学校に足を運び、公開授業研究協議会に参加してきました。 土曜日にもかかわらず、体育館を埋め尽くす教員が集まって、名古屋市立幼稚園の先生も参加していて、小学校の教育なんですけど、一緒に勉強しました。 やはり、人が集まっているいろいろ協議する、ここもそういう場ではあると思うのですが、その中で得られることはとても大きいと思うんですね。 特に学校教育は、研究論文等もあるのですが、子どもの姿や、実際に教員がどのように働きかけているかや、例えば幼児教育でいくと、環境の設定などをどのようにしているのかという空間的なものも含めて、また物理的なものも含めて、そこで見て感じて持ち帰られるもの、または、これをさらに高めていかなければいけないものがたくさんあると思っています。 先ほど言ったような、人が集まって教育研究協議が開かれているのは、実際にそういうことを感じている証であると思っています。 その点で、前から言っているように、名古屋市は260校の小学校があるわけで、幼小接続、またはナゴヤ学びのコンパスを具現化するという意味でも、今ある20園でも、私は足りないぐらいだと思っています。 そこで、今10園という案が出てきてはいるのですが、これは教育的な視点だけではなくて、先ほどから出ているのは充足率や定員管理などの点があるのも仕方ないこととは思っています。 ぜひ、横と縦の質の向上という点から、これ以上減るとするのは、私はどうかなと思いますし、10園でどう展開していくかというのも、新たな考え方をもっていかなければいけないと思っています。 名古屋市立幼稚園が果たす役割は大きいので、ぜひ、これまで以上に、質の向上につなげるような施策も一緒に考えていく必要があると考えています。以上です。
座長	ありがとうございます。

構成員	現場の意見としてお話をさせていただきます。 幼児人口が減少してきたり、市立幼稚園の在籍率が減ってきたり、今年度の園児募集などから、市立幼稚園の置かれている立場が大変厳しい状況であることは理解していましたが、おそらく閉園を免れない園が何園かはあるだろうとは思っていました。 しかし、今回、再編の方向性で示された、市立幼稚園としての存続は、現在ある園の半分の10園、という数字については、非常にショックを受けています。 私はこれまで、あり方懇談会に出席して、委員の皆様のご意見から、市立幼稚園がこれまで行ってきた幼児教育に対して、高い評価をいただいていることを肌で感じています。 第1回、第2回、第3回を通して、話の流れを知っており、今回の再編案は皆様のご意見が反映されて出てきた案であろうとは思っています。 しかし、現場の教員は、特に第3回である前回から非公開となったので、あり方懇談会の動向を大変心配し、大きな不安を抱えています。 私も状況を聞かれることがあります、非公開であるため何一つ伝えることができず、さらに不安が募っています。 私からのお願いは、現場の教員が、市立幼稚園として存続する園の数を始め、一定数認定こども園になることなど、様々なことを知ったときの混乱を最小限にし、前向きに受けとめて、幼児教育への熱意が冷めることなく、引き続き誇りや意欲を持って、幼児教育に取り組める心持ちであってほしいと願います。 先ほど委員もおっしゃいましたが、大切なのは、幼児教育の質の向上だと思います。私たち教員がそれを担っています。 そして、そのためには、今後のこと、様々な課題があると思います。1つ1つ丁寧にあげていただき、丁寧に丁寧に進めていただきたいと願います。どうぞよろしくお願い致します。
座長	ありがとうございます。 皆さんから様々ご意見をいただいているところですが、私からも、皆さんと逆の意見になるかもしれませんが、申し上げます。 確かに委員や皆さんがおっしゃるように、子ども視線での統廃合や再編は必須です。長期的視点に立ったときにどうするのか、これからの幼児教育がどうあるべきなのか、という理念に従って考えていくことは極めて大事なことですし、その中で、市立幼稚園にある幼児教育の横展開ができていくような仕組みを作ることも非常に重要だと思っております。 そこについては全く異論ありませんし、再編の方向性の中にもぜひ改めて記載をしていただいたほうがいいと思います。 一方で、こういう再編計画を進めていかなければいけない名古屋市側の立場からすると、実際に幼稚園、保育園の定員充足率が下がっていることもありますし、何らかの目標を立てないと再編等も進められないという、事情もあるのではないかと思います。 その時に、経済的な論理だけで数字だけを合わせるやり方がどうか、というご指摘もごもっともだと思いつつも、何らかの目標を定めないと、計画を進めていけないという事情もあると思います。 その数字がこれでいいのかという点は、議論があるところなので、その検証については丁寧に議論すべきだと思います。それはぜひやっていただきたいところではあるものの、何らかの目標を定めることは大事だと、私自身は思います。 その中で、どう幼児教育の質を向上していくのかを考えることや、あるいは地域の

	バランスやそれぞれの事情をどう汲み上げていくかということ、きちんと勘案しながらやっていく仕組みを作ることが重要ではないかと思います。 数字だけで言うと、実際にはもっと減らさなければいけないような数字になっていると思います。 ただ、様々なことを担保しようと思ったときに、そうはできないことなので、今こういう数字で事務局からご提案いただいているんだと私自身は理解しています。 なので、例えば今の市立幼稚園のいくつかが幼保連携型認定こども園になっていくときに、そこでできる教育というのが、市立幼稚園でできていた教育をどう担保できるのか、そのための人員や予算をどう担保していくのか、ということを開展的に見ていながら、より良い方向に持っていくのがいいんじゃないかと思っています。 その辺りも踏まえて、再編の方向性とか、数字の目標設定をできたらよいのではないか、と思っているところです。 皆さんからいろいろご意見いただきましたが、一旦事務局で、今の一連のご発言についてご意見いただければと思います。
総務部長	各委員の今までのご発言を伺っておりまして、それぞれの委員のおっしゃること、とても合理的で理にかなったお話をいただいていると思います。 教育委員会でいろんな教育政策に携わっておりますと、やはり、小中学校も幼稚園も含めて、全体がエコシステムで組み上がってきているものなんだなとよく感じます。 例えば、よかれと思って触ったことが、回り回ってどこかで違う影響を及ぼしていることがよくあるなと感じます。 今のお話に関係したお話をしようと思いますと、人口が減少していく社会の中で、園数をそのまま保持しようとした場合に起きることとしては、園がガラガラになっていくという可能性がまず1つあります。そうでないとしたら、周りにある民間幼稚園や保育所は園児数が減っているのに、市立幼稚園だけは何故か人気があって、定員が満たされているという可能性。理論的にその2つの可能性があると思います。 市立幼稚園が2. 3%のシェア率で、その他は、他の施設類型の皆様方で、というボリュームで就学前の幼児教育・保育が提供されてきたということを考えますと、2つ目に言った、園数は保持しつつ、周りは減っているのに、なぜか市立幼稚園だけは定員が満たされているというのは、現実的に考えにくいのかなと。 それから園数は保持していて、この減少社会でシェア率が変わらないとすると、1つの園はガラガラになっていって、そこで正しい幼児期の教育ができるのかということがあります。 エコシステムという便利な言葉で逃げてはいけないんですが、いろいろな要素を考え合わせながら、しかも他の施設類型の皆さんと就学前幼児教育・保育を提供してきたという状況が維持され则认为ると、今回の10園の案というのは、お立場によってはショッキング聞こえるかもしれませんし、お立場によってはもっと減らすべきなんじゃないのかとおっしゃるかもしれませんし、今日お集まりの中でもご意見あるのかなと思いますが、一定我々職員が考えた現実的な案なのではないかと。 第1回、第2回で、市立幼稚園が果たしてきた幼児教育の役割はすごく評価されているという結論でございましたので、これを何とかこの10園でかなえていく方法はないものかということ、これから皆さん方にご議論いただければありがたいと考えております。以上でございます。
座長	事務局からも、何かありますでしょうか。

事務局	部長からお答えさせていただいた通りですが、存続する１０園と新たに作っていく認定こども園４～６園で、これまで名古屋市が質の向上を図ってきた幼児教育を、次の１０年間で新たに作る認定こども園にいかに関与させていくか、認定こども園を作ることで、今後の名古屋市の幼児教育の質の担保ができていくんだ、というところまで持っていくことが、次期計画の本当の目的なのだと思います。 市立幼稚園１０園で１０年間、質の担保や人材育成、研究実践をしっかりとやりながら、新たに認定こども園をつくっていくというのはすごい大きなチャレンジだと思うんですが、現場の教員の皆様と一緒にしっかりと取り組んでいきたい。 決して、閉園したからすべて市立幼稚園の教育がなくなるというわけではなく、認定こども園に関与させていくんだと。結局、幼児教育の質を担保してるのは「人」ですので、幼稚園教諭がやる気を失うようなことがないように、我々としてもしっかりと制度を作っていく、実際の園をつくっていくことを、子ども青少年局と協働して考えていきたいです。 今はまだ非公開でやっておりますが、話せる段階が来ましたら、すぐに現場にもお伝えし、何度も意見交換をして、現場同士で話し合う場を作り、進めていくことを決意しています。これはお伝えしたいと思っております。 それから、委員がおっしゃった第３期を視野に入れた再編というところも、まだ少し議論が詰まってないところもありますが、今回の懇談会の議論も踏まえ、次回に向けて書き込める内容を両局で協議をして考えていきたいということで、課題とさせていただきます。以上です。
座長	ありがとうございました。他にこの件についてご意見のある方はいらっしゃいますか。 私から１つだけ付け加えておくと、私自身、建築が専門なものですから、市立の幼稚園・保育園が置かれている建築的な環境面でどうか、ということも視野に入れて話をしたいです。 特に保育園の方の老朽化がかなり進んでいるという状況があります。 今回こういう再編をするのは、ある意味では老朽化した環境を改善するという側面もあると思います。それは幼稚園もちろんそうなんですが。 そういう側面を見たときに、実際に環境を整備するというのは時間がかかるものですから、その時間をかけるためには、これをこういうふうにやりますという何らかの目標を定めて、１個１個積み重ねていかないといけない。名古屋にはたくさん幼稚園・保育園、あるいは小学校・中学校があるので、毎年１個１個積み残さず整備を進めないといけません。 そういう意味も含めて、早い段階で環境改善していけるような仕組みを作らないと、なかなか子どもたちにとって、環境面でも上手くつなげていけないのかなとも思います。その辺もぜひ配慮いただければと思っております。
構成員	いろいろとご意見や、ご質問にも丁寧に答えてくださりまして、本当にありがとうございました。 今一番考えなければならないのは、幼児教育が義務教育ではないということから、それぞれの建学の精神もありますし、それぞれの教育方針・保育方針もあるんですが、細かく調査したわけではありませんが、施設類型も設置者も違う中で、名古屋市全体で皆、同じ方向をきちんと見ているかということ、どうもそうではないなという事実も見えてきたりします。 そうしますと、先ほど委員も言うていただきましたが、今、小学校との縦の繋がりができつつある中で、私が一番やらなければいけないのは、幼児教育施設の横の繋が

	りかなと思います。 「スタンダード」と先ほど示されておりましたが、幼稚園・保育園、公立・民間・私立、それぞれが同じ方向を向いて、もちろん平成20年の幼稚園教育要領、保育所保育指針、それから、教育・保育要領が改定された段階から随分整合性が図られて、平成30年から全面実施していますが、ちゃんと実践できているかっていうと、まだまだちょっと疑問はあるなと感じております。 そして、さらにこれから、もう2、3年後には新しい要領・指針が示されたときに、その新しい指針・要領に沿って実践をしていくためには、現在の整合性が図られている教育・保育内容について、保育者・教員全員がきちんと理解して、実践に移しておかなければならない時期にきてるなと思っています。 ですから、もちろん委員の言われる、私も現場の先生方の顔がわかりますので、とても苦しい気持ちはありますが、委員もいつも仰ってくださいますように、名古屋市としてどんな方向性を示していくのかを、もう1回確認をしていきたいなと思います。 環境を通して行う教育・保育とは何だったのか、遊びを通して育まれる学びとは何だったのかというところを、もう一度同じ目線で考えていきたいなと思います。 幼保連携型認定こども園への移行される施設の中には、学校だから小学校教育の先取りや早期教育をする状況があったりもします。 遊びを通して学ぶ、と言いながらも、どうしても結果を早く出そうとドリルや、専科の先生がいらっしゃるとか。英語はだめということではないんですが。どうもそういった方向に動きがちな部分もありますと、こうした議論を踏まえて、何を一番考えていかなければならないかというところを、委員も質の向上を図るとおっしゃったんですが、乳幼児期の保育・教育とは何なのかというところを、もう一度考えていかなければならないなと思います。 もちろん数が減ったり、新しい施設に移行したりした直後は、とても難しいと思います。以前、幼保の合体施設ができたときに、幼稚園と保育所の文化が違うと言って、なかなかうまく融合していかないという状況もありましたが、今、そのようなことを言っている場合じゃないと私は思います。 名古屋市が、今こんな方向に子どもを育てていこうと思っている時期だからこそ、乳幼児期の横の繋がりをしっかり作っていききたいなと思っております。
座長	ありがとうございます。他にございますか。
構成員	今、委員から、名古屋市全体で同じ方向を向いて、というお話をお聞きして、私たちも、今こうして新しいことに取り組んでいく、幼保連携型認定こども園のこともそうですし、コーディネーターのこともそうですが、そういった事業に対して、身を引き締めて進んでいきたい、現場の職員にも理解を図りながら、一丸になって頑張っていきたいと思っています。 公立の幼保連携型認定こども園は、公立の保育所の先生と公立幼稚園の先生が同じ職場で、今までの互いの文化を尊重し合いながら連携をとって、新しく作るものになります。 それぞれのよさを取り入れて、生活の流れや細かい配慮まで、現場レベルですり合わせが必要になってくると思いますし、「名古屋市幼児教育・保育指針」を着実に具現化して、名古屋市のモデルになるように取り組んでいきたいと思っています。 前に進むためにも、学識経験者の方からの指導も受けられるようにしたりとか、環境面を整えていただいたりなどを、現場の方の意見も反映していただきながら、様々

	のお支えがいただけるようなお話をいただいておりますので、そちらの方よろしく願いたいと思います。 閉園する園についても、これは学校も保育園も、どこの園も一緒だと思うんですが、その園には、その園を愛する子どもたちや保護者、そして園を支えてくださる人たちがおります。 園の閉園や新しく作る認定こども園についても、そういった関係者の声に十分耳を傾けていただきながら、丁寧な調整をお願いしたいと思います。 こうした計画がまとまった際には、そして現場の方にお話をしていく際には、現場が前向きに取り組めるようにしていきたいと私も思っておりますので、よろしくお願いいたします。
座長	ありがとうございます。 それでは、もう1つ議題がございますので、次の「(3) 本市幼児教育の目指す姿」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	義務教育課長の畑生でございます。 私からは、骨子案の「(3) 本市幼児教育の目指す姿」について、新たに整理をした点を中心にご説明をさせていただきたいと思います。 まず8ページの資料4をご覧ください。 初めに幼児教育・保育支援センター（仮称）案についてご説明をさせていただきます。 こちらの内容につきましては、今後子ども青少年局と一緒に、最もよい形を調整していく必要があると考えておりますが、現時点の案をイメージとして、お示しをするものでございます。 前回の懇談会では幼児教育・保育支援室という仮称にしておりましたが、この会でいただいたご意見等も踏まえまして、引き続き仮称ではございますが、幼児教育・保育支援センターという形に名称を変更しております。 設置趣旨といたしましては、施設類型を問わず、市内の幼児教育・保育施設や学校と連携協働を図るとともに、大学等とも連携交流を行い、調査研究・研修・発信を踏まえた各園に対する伴走支援等によって、すべての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指して参りたいと考えてございます。 具体的な取り組みといたしましては、本日も多数ご意見をいただいておりますが、名古屋市幼児教育・保育指針につきまして、国の3要領・指針等の改定が終わったタイミングで、改めて公私幼保すべての関係団体の皆様、それから学校関係者の方々とともに、議論をして策定して参りたいと考えています。 それから、下の5つの取り組みにつきましては、文科省が提示しております幼児教育センターの主な役割を踏まえたものとなっております。 特に、地域への支援につきましては、エリア支援保育所との連携を進めていきたいと考えております。地域のニーズを踏まえた支援を企画調整ということで、例えば、エリア支援保育所で、現在も様々な区ごとの研修を企画調整いただいております。市立幼稚園の方からも大変参考になっているという声を聞いております。 例えばそういった場で、幼児教育コーディネーターについて紹介をいただいたり、そういった場で、教育についてもっと学びたい、助言が欲しいといった声がありましたら、センターにおつなぎいただいて、幼児教育コーディネーター等を派遣していくといった連携をとっていけたらと考えています。 人材育成につきましては、現在、少しずつではございますが子ども青少年局と連携をして合同研修を増やしていますが、今後各団体が実施されている研修等も含めまし

て、引き続き整理するとともに、それぞれの施設類型の皆様にとってニーズに合った内容になるように検討して参りたいと考えています。

調査研究につきましては、新たに策定する指針に基づいての実践状況の確認を含め、市内の実態を把握するための調査の実施や、引き続き今日的課題に関する調査研究に取り組んでいきたいと考えています。

幼保小連携・接続の推進につきましても、関係団体や学校関係者の皆様に参画いただいて、名古屋市版「懸け橋期のカリキュラム」の作成に向けた検討会議の開催を始めとした取り組みを進めていきたいと思っております。

先ほど委員の方から、私立幼稚園の取り組みについての把握が不十分ではないかというご意見もいただきました。我々としても市立幼稚園のみならず、私立幼稚園・保育園の取り組みについてもしっかりと勉強させていただいて、それをどういった形で全市に還元していけるのかを、さらにお知恵をいただきながら、考えていきたいと思っております。

情報発信につきましては、センターのウェブサイト開設や、SNSを活用した発信等、今より一層強化していく必要があるというふうに考えています。

続きまして9ページをご覧ください。幼児教育コーディネーター（仮称）についてご説明をさせていただきます。

こちら、これまでこの会議でいただいていたご意見等を踏まえまして、役割を整理したのになります。

現場ならではの視点で、幼児教育・保育指針の普及啓発を図るとともに、派遣園の幼児の実態を踏まえた具体的な助言・指導を行う幼児教育コーディネーターを、存続する市立幼稚園に配置したいと考えています。

主な役割として、4点掲げさせていただきました。

まず、幼児教育の学びの場としての園の常時公開でございます。これは、保育者、小学校教諭、幼児教育・保育を学ぶ学生等教育関係者の皆様に対して、保育参観はもちろんですが、例えば研修のような形で保育を体験いただき、環境の意味や、幼児の読み取り・遊びの中にどのようなねらいがあるか、ということを学んでいく場を提供したいと考えています。

また、情報発信については、これまで課題があるところの会議でもご指摘をいただいております。それも踏まえて、民間の方も含めた幼児教育・保育に関わる関係機関や子育て世代に対しても保育参観等の機会を提供する他、保護者向けのセミナーの講師を務めるなど、幼児教育・保育の理念や重要性等について広く普及啓発を図っていききたいと考えております。

次に、幼児教育・保育の質の向上に向けた助言でございます。これは幼児教育・保育支援センターを通じて、幼児教育・保育施設等の要望を受けて、幼児教育アドバイザーとも必要に応じて連携をさせていただきながら、定期的な訪問をして、園の実情や教育内容に応じた環境構成の工夫、幼児の実態に即した子どもの支援等について、具体的な助言を行う他、園内研究会等で、例えばファシリテーションの役割を果たしながら、幼児理解に基づいた評価・改善ができるような助言を行って参ります。

架け橋期のカリキュラムの実践支援は、架け橋期における入学当初の段階で、子どもたちが小学校生活に安心して適応して主体的な学びに向かえるように、コーディネーターが小学校を訪問し、幼児期の学びや育ちを活かした環境構成のサポートに入るなどの支援を行って参ります。

最後に、保育実技につきましても、幼児教育・保育支援センターと連携しまして、リズム遊び、表現遊び、絵本の読み聞かせ、劇遊び等の実技研修の講師を務めて、保

育実技に関する助言指導を行って参ります。

想定する人材としては、市立幼稚園の中堅教諭を想定しています。

続きまして10ページ、預かり保育時間の拡充についてご説明をいたします。

保護者の就労体系が多様化する中で、従来の、保育終了後5時までの預かり保育では十分に対応できておりませんでした。早朝・夕刻の預かり保育時間を拡充することでより柔軟な園の利用が可能となっています。

実際保護者の方からは、産後、母親が園への送り迎えができないときに、父親が出勤時間に送ることができて助かった、時短勤務の非正規雇用からフルタイムで働くことができる正社員になれた、という声が聞かれています。

その結果、保護者の生活リズムに合わせて、子どもが安定した生活リズムを形成することができ、子どもたちが1日の見通しを持った生活を送ることができるということに繋がったと考えています。

また、今年度実施いたしました「名古屋市の教育・保育施設に関するアンケート」におきまして、どのような理由で市立幼稚園に入園しなかったか、という設問に対して、49%の方が「開園時間が短いから」を選択されており、開園時間の短さが理由となって入園を断念した家庭が一定数存在すると考えています。

今後の方向性としてしましては、こうした試行実施の結果や、小学校の登校時間、トワイライトスクールの開設時間等を踏まえ、市立幼稚園として存続する園において、通常の保育日については8時から教育時間開始まで、教育時間終了後から18時までの時間帯で、また長期休業日につきましては8時から18時までの時間帯で実施をするとともに、実践研究園として事例を創出し、他の幼児教育・保育施設に還元できるようにして参りたいと考えています。

時期は、可能な限り早期の拡充を目指していきたいと思っております。

なお、参考資料3の方に試行実施の結果をまとめた資料をつけさせていただきましたので、後程ご覧いただければと存じます。

また、通常保育の遊びと連続性を考慮した預かり保育に関するカリキュラムにつきましては、年度内に作成公表できるように準備を進めているところです。

続きまして、11ページをお願いいたします。満3歳児の受け入れについてでございます。

核家族化や少子化の進展によって、現在子どもたちが集団で遊びに熱中をしたり、協調性を育んだりする経験が失われているということもありまして、試行実施の結果としてしましては、家庭以外の人とのコミュニケーションが増えた、先生に育児相談ができ、1人で抱え込まず保護者自身の不安が軽減されたといった声が聞かれています。

子どもの成長だけでなく、教師との信頼や保護者同士の繋がりによる安心感が、子育ての支えとなることができたと考えております。

また、試行の結果を踏まえまして、安心・安定した環境を保障すること、発達段階に応じた適切な環境を提供することを考え、独立した学級運営が有効である。

それから、丁寧な関わりを行って社会性を育むことにつなげていくためには、少人数であるとともに、3歳児学級への進級前には一定規模の集団が必要ではないかと考えられる。

それから、3歳児からの新入園児が落ち着いて園生活に親しみ、主体的な活動を広げるためには、満3歳児学級からの進級児数が3歳児からの新入園児数を過度に上回らないように配慮することが必要ではないか、と考えています。

こうしたことから、今後の方向性としてしましては、市立幼稚園として存続する複

	数学級園において、一学級定員10名で実施をするとともに、実践研究園として事例を創出して参りたいと考えています。 実施時期については、可能な限り早期の拡充を目指して参ります。 なお、預かりの方と同様に、参考資料4に試行結果の結果をまとめた資料をつけさせていただきましたので、こちらも後程ご覧いただければと存じます。 また満3歳児の発達段階に応じた環境構成、教師の援助等をまとめた満3歳児保育に関するカリキュラムにつきましては、こちらも年度内に作成公表できるよう準備を進めているところでございます。 以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
座長	ありがとうございました。 それではこの件についてご意見をいただきたいと思います。時間も大分迫ってきておりますので、要点をまとめてご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。
構成員	丁寧な説明ありがとうございました。 まず1点。これはA3のチャート図ですが、先ほど委員がおっしゃったように、横の繋がりと云うならば、市立幼稚園、公立保育所までの横の矢印じゃなくて、これはチャート図の問題であると思うんですが、民間保育所等にも同じような、横の繋がりがあってしかるべきだと思うので、ぜひそれはお願いいたします。すべての6施設が下にあるべきじゃないのかと思いますのでね。どうでしょうか。これについては質問ではございません。 質問の方に入ります。 市立幼稚園のあり方の中でいつも思うのが、私立幼稚園の質ってのは、いつもこの場に来ると、本当に私たちって質が悪いのかなって考えてしまうような内容がありますが、教育のコアの部分に関しては、そうかもしれません。まだ私たちもいろいろと検討する課題があると思います。 が、コアの部分ではない、預かり保育の拡充や満3歳児の受け入れ、定員についても同じなんですが、もし市立幼稚園の目指す高い幼児教育が名古屋市の標準としたならば、公立幼稚園の教員・施設を基準にするためにも、同じ対価が必要じゃないかと考えております。 残念ながら私たち私立幼稚園が市立幼稚園と比べると、この処遇の差を埋めることがなかなかできません。埋めようと思うとどうしても、保護者納付金を増額するしかない。 特に昨年以來、名古屋市において処遇改善が非常に上がっていると思うんですが、その部分を埋めることがなかなかできません。 というのは、同じような金額が、私学助成ではおりてきておりません。大体今4分の1から5分の1しかおりてきておりませんので、この点については名古屋市がどう考えていくのか、ぜひ、ご検討ください。世相状況を見ても、今以上の負担を保護者に強いることはできませんので、よろしくお願いいたします。 何度も申しますが、市立幼稚園の幼児教育の質を、名古屋市が目指す質の高い幼児教育というならば、私立幼稚園に対してもその質を担保できるような、同じような公費負担が必要かと思ひます。 特にコアの部分以外の預かり保育の拡充や、満3歳児受け入れについては、残念ながら、例えば、預かり保育教員の人件費で言うと、公私格差は今1.5倍、満3歳児の受け入れについては、参考資料の10ページを見ると、例えば令和6年、令和7年の4月、5月は0人となっておりますが、0人でも1人の教員配置はあると思ひま

	す。ただ私立の場合は、0 人の場合は給付はゼロ。この差は大きいです。 1 人配置することによって、年間安定した人材確保、質の担保が人材というならば、ここについてもぜひ、運営給付が必要だと思いますのでよろしくお願いします。 最後に言いますが、松原市長は、子ども青少年局を立ち上げたときに、0 歳から 5 歳までの、名古屋のすべての子どもの豊かな育ちを願って、この局を立ち上げられたのではないのでしょうか。 名古屋のすべての幼児教育・保育施設の皆様とともに、かけがえのない子どもたちの命や育ちを支えていくには、やはり子ども青少年局に、幼児教育・保育支援センターを立ち上げていただくのがいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。
座長	ありがとうございます。関連するご意見ございましたらお願いいたします。 では、まず今の委員のご発言について、事務局の方で答えできる内容があれば、お願いします。
事務局	幼児教育・保育支援センターのあり方につきましては、先ほども申しましたが、子ども青少年局としっかりと議論をさせていただきまして、すべての幼児教育施設にとって一番良い形にできるように検討をしていきたいと考えてございます。
座長	よろしいでしょうか。 それではその他にご意見のある方、お願いいたします。
構成員	幼児教育・保育支援センターの資料 4 についてのご説明、ありがとうございます。 概ねわかるところではあるんですが、1 つは、設置趣旨のところに、「各園に対する伴走支援等により」とありまして。今までの議論にあったいわゆる「横の繋がり」に対して、この支援センターがどうするのかというのが、若干見えにくいのかなと思いました。人材育成のところ、研修を横でやっていきますよということだったと思いますが、今 5 つの中身書いていますけれども、もう少しそこを工夫する必要があると思います。 同時に、調査研究のところ、幼児教育・保育の質向上ということで、先ほど委員も言われていたように幼児教育の質を担保していくという、一番中心の部分の機能が入っていないなあと思いましたので、入れたほうがいいのかと思います。 幼児教育コーディネーターとエリア支援保育士は、同じ役割でいいのかなのか。ここがわかりにくいなあとと思っています。 つまり、公立保育所のエリア支援保育士と、市立幼稚園の幼児教育コーディネーターの役割が違うのか一緒なのか。一緒であるなら名称をそろえてもいいかなあとも思いますし。 ここの部分についてはおそらくすぐには無理だろうと思うんですが、何らかの研修や資格制度にして、私立幼稚園や保育園の主任の先生が入ってきて、そういったものを担っていく、ということも考えられるかな、と思っていました。 預かり保育と満 3 歳児の受け入れについては、カリキュラムの話も含めて、いいと思うんですが。 公立の幼稚園や保育園で今日的課題に関する調査研究で実施していただきたい、という話のときに、多分今一番欲しいのは、「こども誰でも通園制度」の話なんです。それをまさに率先して受け入れ、こういうふうモデルとして誰通をやると、工夫してできますよ、などの中身ですね。 つまり、誰通は非連続・定型の子どもたちが来るという、従来の幼稚園・保育所の定型・連続のお子さんとは違う枠組みのお子さんが来る。

	これは国としてもいろいろと試行錯誤して、調査研究していますが、今日的課題という意味であれば、名古屋市としても、誰通のお子さんをどう受け入れていくのか、というところがあるのかなと思います。 それから最後に、これも細かいところですが、地域への支援のところ、これも過去の議論であったと思いますが、幼児の育ち応援ルームが、言葉の発達支援のみで、極めて限定的だなと思っておりまして。こここそ、公立の保育園と連携をしていきながら、すべての発達支援が必要なお子さんや医ケアのお子さんを含めた書き方のほうがいいんじゃないかなと思いました。以上です。
座長	ありがとうございます。
構成員	事務局で、この幼児教育・保育支援センターの方向性等を考えるにあたり、時間と手間をかけていただいたことを感謝しております。 特にここで1つお願いしたいのは、幼児教育・保育支援センターというのが、施設類型を問わず関わるということになると、何となく教育委員会から離れて、このセンターで行うものと考えがちですが、小学校・中学校との連携、一貫性ということを考えますと、ぜひ、義務教育課の指導主事がきちっと対応する。それも幼児教育だけではなく、小学校・中学校の指導主事の先生方にも、連携していただけるような仕組みづくりをしていただけますとありがたいなと思っています。 それから、今、委員が誰通のことをおっしゃいましたが、名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の内容を考えることによって、「誰でも通園制度」を利用する保護者に対して、幼児教育ってこんなことが大事ですよ、私たちはこんなことを実践していますよという、まさに、名古屋市が求めている、考えていこうとする幼児教育を実際に見てもらえる状況づくりが必要になってくるんじゃないかなと思っています。以上です。
座長	ありがとうございます。
構成員	このA3の表を見せていただいて、「施設類型を問わず」と書かれているということは、公立幼稚園に対してだけではなく認定こども園も含め、保育園も全部入ったものに対する案なのかなとすると、私の感覚としては、内容的にすごく幼稚園側というか、幼稚園的だなと感じました。 というのは、全施設類型を対象にするのであればもう少し入った方がいいような、インクルーシブ系のことであったり、保護者支援であったり、地域支援であったり。 例えば保育園でいきますと、福祉的な施設なので、それが結構大きい視点としてやっています。そのことがほとんど入っていないということは、このセンターというのは、質の向上に向けての部分を担当ところなのかなあと理解しました。 質の向上だけではなくて全体を、ということだと、随分バランスが違うかなと感じました。 それから、この支援センターのメンバーや管轄がわからないのですが、下の指針策定の箇所や5つの内容について、義務教育課、幼稚園、保育園と丸が3つずつ並んでいますが、これは、これをやるときのメンバーで召集されるのか、それとも日頃からこのセンターにこの3種の方々が常駐するのかが、私はわからないなと思いました。 太枠の左下にこの3種類の方々の説明があるんですが、義務教育課には校長先生の経験者がいらっしゃるというお話を伺っていて、幼稚園の指導主事も幼稚園の園長先生をやった方、それに準ずる方だということだと、保育園の研修担当をやっている人は保育士なので、園長級とは少し違います。 そこが一緒にやるとすると、階級的にどうなのかなと。ここは同じ立場の人が同じ

	ように意見を言ったり企画していけるようになるといいと思いました。 それから、先ほどもお話が出ましたが、地域への支援のところで、「エリア支援保育所と連携し」というところが私も気になりました。 楽しみだなどと思う面もあるのと、役割が随分かぶるので、今後精査すると思いますが、そこを分担するのか協力するのか、その辺りが、コーディネーターの役割を読むと、ほとんどエリアの園長補佐がやっている内容になるので、これが新たに来るのであればどのように精査していくと良いのかなあと感じました。 先ほどの説明の中で、エリアと連携してコーディネーターの宣伝を、ということをおっしゃったかなと思うのですが、そうするとまた少し違うのかなと感じています。 あらゆるところに、保育園側が柱としている、医ケアや障害児や、その保護者支援、地域支援が入るといいのか。それとも、これは質の向上一本でやっていくセンターなのかというところが、私は理解できないなと思いました。以上です。
座長	ありがとうございます。今のご意見についていかがですか。
事務局	ありがとうございます。 結論としてはですね引き続き検討中だということではございますので、いただいたご意見も踏まえながら考えていきたいと思っております。 例えば委員からおっしゃっていただきました、この組織が何をどこまでを担う組織にするのかといった点。現在の案は、確かに、教育的側面の色彩が非常に濃いですし、現在の幼児教育支援室の業務を参考に作成しているところもあるので、そういった点があるのではないかと考えております。 引き続き、子ども青少年局と調整をさせていただいて、どういったことを担う組織にしていくのが最もよいのかといった点、所掌の点、どういった体制にしていくのかという点について、しっかりと考えていきたいと思っております。 それから、エリア支援保育士との役割分担・連携というところで、エリア支援保育士さんが、研修等の企画調整という役割と民間の保育所に行って実際に指導・助言をされる役割と、大きく両方を担われているというお話は伺っております。 先ほど申しましたのは、企画調整の役割を担われる際に何か連携ができないかという点で申しました。 引き続き、どのような形がよいのか、またコーディネーターとエリア支援保育士の役割分担だけではなく、そこにセンターがどう関わっていくのがエリア支援保育所とセンターの関係性としてもよりよいのか、ということをしつかり検討していきたいと考えております。以上です。
座長	ありがとうございます。その他にご意見ありますでしょうか。
構成員	私から、預かり保育の時間について。 今、試行園の第三幼稚園で朝7時半から6時半でやっていて、それを8時から夜6時に、と今回書いていただいたのですが、できれば同じように7時半から6時半にすることを検討していただきたいと思いました。 私自身も、5時までの預かりだと思って入れてみたら、6時半までやっていて、助かったなと思いました。 アンケート結果で、8時からでいい、6時まででいいという回答が8割だったと書いてあったかと思いますが、8時からスタートだと8時過ぎにしか預けに行けなかったり、6時までだったら6時までに行かないといけない。多少遊びがないと、実際働いてる保護者は少しきついなと思います。8時前、6時以降に、少し早く行く、少し遅れるというのがどうしても出てくるので、遊びが欲しいと思います。

	それから、アンケート結果で、早朝を希望しているのは１２％で、６時以降の希望者が１９．８％ですが、その１２％、１９．８％について、民間の利益追求であれば切ればいいと思ったりしますが、そこをカバーしていくのが公立の役割じゃないかなあとも思うので、そういった点も踏まえて、７時半から６時半までというのをもう一度検討いただきたいと思います。以上でございます。
座長	事務局からなにかございますか。
事務局	ありがとうございます。預かりの時間につきましては、どのような体制で預かり保育を実施していくかに関連して、何時から何時まで開園するかといったことも変わりと考えております。 他方で、幼児教育施設として役割を果たすにあたって、保護者のニーズにこたえていくことが、ベースとなる基本的な役割であるということも承知しておりますので、ご意見も踏まえながら検討させていただきたいと思います。
座長	ありがとうございます。他によろしいでしょうか。
構成員	失礼します。 今の議題とちょっとずれるかもわかりませんが、この幼児教育保育・支援センター、名称が変わり仮称となっておりますが、立派な仕事ができるような体制になるかなあとは思っております。 ８ページが一番下にあります、公立幼保連携型認定こども園について、こだわるように申し訳ないんですが、これを設置するにあたっては、やはり市立幼稚園の現役園長先生と公立保育所の現役園長さんとのすり合わせがどうしても必要だと思います。 第３回を欠席したので、ペーパーで、２番目の項目で書きましたが、かなり量もございますので、幼児教育・保育支援センターの分科会のようなものを、市立幼稚園と公立保育所の現役園長先生の幹部たちでお作りになって、別途分科会のような形で進めないと、そんな簡単に進むものではないと思います。 設置をするにあたって随分時間をかけて、知恵もお借りして進めたので、そのあたりを提案したいなと思っておりました。よろしく願いいたします。以上です。
座長	ありがとうございます。 時間が大分押して、１２時半を過ぎてしまいましたので、そろそろ閉めたいのですが、私から１つだけ意見を述べます。 このセンター自体の主旨については非常にいいと思いますし、皆さんからいただいたご意見も非常に参考になると思います。 しかし、全体的な話として、非常に制度が複雑というか、体制が複雑になっている気がします。 保護者や市民の一般の方から見たときに、この人は何の人たちなんだろう、この辺は何の役割なんだろう、ということが、こういう役割をするところが増えていくことによって、ますます市民にとってわかりにくい制度になっては元も子もないので、教育の理想的なあり方を追求するということはもちろんですが、先ほどの横の繋がりというのも、それぞれがあって横の繋がりがあるということだけじゃなくて、それがどうわかりやすい制度や仕組みになっているのか、ということを考えることも大事なかなと思います。 ここにたくさん組織の名前などが書いてありますが、これが何なのかというのが、市民の方には相当わかりにくいと思うんです。その辺りも少し、ご検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。 大分時間を押してしましまして申し訳ございません。

	まだまだ皆さんご意見あるかもしれませんが、また次回、引き続きご意見いただきたいと思います。 皆様方には、長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。 また、冒頭に事務局からの案内にもありましたが、本日の懇談会は非公開で開催しておりますことから、懇談内容や資料の取扱いには、十分ご注意くださいようお願いいたします。 それでは進行を事務局にお返しいたします。
事務局	座長、ありがとうございました。 皆様方には、長時間にわたりご参加いただき、また貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。 本日ご議論いただいた貴重なご意見等を踏まえまして、2月に開催する第5回において「第2期実施計画案」を提示したいと存じます。 お疲れのところ、誠に恐れ入りますが、最後に、4番目の「次回懇談会」について、ご案内させていただきます。 次回、第5回の懇談会でございます。 前回もご案内させていただきましたが、公立就学前教育・保育施設の今後のあり方に関することから、「名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会」と合同開催をさせていただきます。 2月16日（月曜日）午後2時から名古屋市公館「小会議室」で開催いたします。大変ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ご出席くださいますようお願いいたします。 以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。

（午後0時40分終了）